

連中に一泡ふかせた譯である。

然し、成程内務省は労働者團結の事實といふことだけは、兎も角も認めたやうであるが更に進んで組合を發育せしめ善導しやうとする親切と勇氣と先見を缺いてゐるのは情けない事である。

内務當局は、「組合に對して一定の保護を與ふることに相當の條件の下に立たしむるを要請す」と云つてゐるが、一體其の一定の保護といふのは何處を指して云つてゐるのであるか。第九條の規定によつて組合員は雇主よりの不當の壓迫を避けることが出来るといふことになつてゐるから、保護と云へば云へる様なものゝ唯それだけの保護では別に事每しく保護といふ程のことでもあるまい。又これを見て都督省の大樂敵と實することは出来ない。併設なれば日本では會て英國にあつた(千八百年より千八百二十四年まで)結社禁止法といふ様な法律がないのみならず、既に帝國憲法第二十九條に於て明かに結社の自由を認めてゐる。更に昨年の講和會議で定めた労働原則第二項は「被傭人並に雇主が適法の目的のために結合する権利を承認すること」といふのがあるから、我が國が聯盟に入つてゐる以上、勿體らしく團結の権利を認めてやるでもないものだ。私共が要求するのは團結権の結果として當然生ずべき他の権利を認めよといふのである。

▼息子の言を聞く頑固爺